

申請番号

延滞税免除申請書

令和 年 月 日

税関長 殿

申請者
住 所

氏名又は名称

（代理人

関税法第 12 条第 6 項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第 18 条及び地方税法第 72 条の 103 第 1 項の規定により延滞税の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

輸入申告書の番号 及び 輸入申告の年月日	更正・決定通知書（賦課 決定通知書）の番号及び 決定の年月日	輸入貨物の品名	納付すべき関税額						
			納付すべき内国消費税等						
			円						
			円						
免除を受けようとする延滞 税の額	延滞税の額 円	＝	上記の納付 すべき税額 円	×	期間（日数） 年 月 日から 年 月 日まで の日数	×	延滞税の割合 （％）	×	1 — 365
免除を受けようとする理由									
※ 税関記入欄									

(注) (1) この通知書 2 通を輸入申告をした税関に提出して下さい。
(2) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

	納期限の翌日から2月を経過する日まで	納期限の翌日から2月を 経過する日後
平成 11 年 12 月 31 日まで	7.3%	14.6%
平成 12 年 1 月 1 日から 平成 25 年 12 月 31 日まで	平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号により定められる商業手形の基準割引率＋4%	
平成 26 年 1 月 1 日から 令和 2 年 12 月 31 日まで	年「7.3%」と「平成 26 年 1 月 1 日以後の各年の前年の特例基準割合（前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合＋1%）＋1%」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「特例基準割合＋7.3%」のいずれか低い割合
令和 3 年 1 月 1 日以後	年「7.3%」と「令和 3 年 1 月 1 日以後の各年の延滞税特例基準割合（平均貸付割合（前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合）＋1%）＋1%」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合＋7.3%」のいずれか低い割合

- (3) 計算した延滞税の額が 1,000 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が 1,000 円以上であって、100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算して下さい。
- (4) この申請書には輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書及び更正通知書（賦課決定通知書）を添付して下さい。
- (5) ※欄は、記載しないで下さい。

(規格 A 4)